

第2章 自動車騒音の調査

1 調査概要

自動車騒音については、「高速道路、一般国道、県道、4車線以上の市道(以下、対象路線)」の道路端において騒音測定を行い、この測定結果を基に道路端から50m以内にある全ての住居における騒音値を推計し、環境基準を達成している住居戸数の割合で評価する「面的評価」という方法で実施しています。

平成17年6月に、国が事務処理基準を示したことを受け、本市では、平成18年度から、全対象路線の5分の1ずつを毎年評価していくことにより、市域全体の環境基準の達成状況を5年間で評価する方法で実施しています。

このことから、平成22年度から市域全体の自動車騒音の状況が把握できるようになり、平成23年度以降も、計画的にこれを実施し、毎年データの更新を行っています。

また、平成23年度からは、合併により新たに評価対象となった、富合町、城南町、植木町の道路についても、調査を実施しており、市域全体の評価区間の延長は443.9km、区間数は161区間となっています。

2 調査結果

平成23年度は、対象路線の内、22区間、評価区間の延長74.3kmについて、調査を実施しました。(表2-1、図2-1) その結果、単年度での環境基準の達成率※は95.0%でした。

また、市域全体の環境基準の達成率である5ヶ年の累積評価は、平成18-22年度の86.3%から、平成19-23年度は91.3%に向上していることが確認されました。(表2-2)

個別の評価区間では、環境基準の達成率が60%未満の区間はありませんでしたが、「一般国道3号(植木町鑑田～下硯川)」における環境基準の達成率が74.8%、「県道337号 熊本菊陽線(子飼本町～黒髪6丁目)」における環境基準の達成率が77.7%と、他の路線と比較すると低い数値でした。(表2-1)

この内、「県道337号 熊本菊陽線(子飼本町～黒髪6丁目)」については、評価対象となる住居の戸数が1178戸と比較的多いことから、騒音が低減した場合には市域全体の環境基準達成率向上への効果が大きい区間であるといえます。

※「環境基準の達成率」は、環境基準値が異なる午前6時から午後10時までの「昼間」と午後10時から翌日の午前6時までの「夜間」について、それぞれ評価を行います。ここでは「昼間」及び「夜間」ともに環境基準を達成している住居の割合を示しています。

表2-1 自動車騒音の面的評価結果(平成23年度評価区間)

No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点の等価 騒音レベル(dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率(%) 下段:環境基準達成戸数(戸)		
				昼	夜		昼・夜	昼	夜
1	植木町鑑田～下硯川町 (一般国道3号)	5.0	2	<u>71</u>	<u>70</u>	238	<u>74.8</u> 178	<u>92.4</u> 220	<u>74.8</u> 178
2	安政町～迎町1丁目 (一般国道3号)	2.3	4	70	<u>69</u>	541	<u>90.0</u> 487	100.0 541	<u>90.0</u> 487
3	神水本町～田井島1丁目 (一般国道57号)	2.7	6	65	61	264	100.0 264	100.0 264	100.0 264
4	河内町白浜～小島8丁目 (一般国道501号)	11.6	2	70	<u>66</u>	632	<u>82.9</u> 524	99.2 627	<u>82.9</u> 524
5	九品寺2丁目1～出水1丁目9 (県道28号、熊本高森線)	2.2	6	70	65	1,421	98.7 1,403	98.7 1,403	98.7 1,403

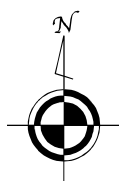
No.	地点名 (路線名)	区間 延長 (km)	車 線 数	測定地点の等価 騒音レベル(dB)		評価対 象戸数 (戸)	上段:環境基準達成率(%) 下段:環境基準達成戸数(戸)		
				昼	夜		昼・夜	昼	夜
6	清水本町～鶴羽田1丁目 (県道37号、熊本菊鹿線)	2.5	2	69	64	551	100.0 551	100.0 551	100.0 551
7	飛田4丁目～清水新地7丁目 (県道49号、熊本大津線)	3.3	2	69	62	1,264	100.0 1,264	100.0 1,264	100.0 1,264
8	画図町大字下無田～下江津5丁目 (県道103号、熊本空港線)	3.7	2	69	61	825	100.0 825	100.0 825	100.0 825
9	龍田町弓削～清水町麻生田 (県道231号、託麻北部線)	2.1	2	—	—	990	100.0 990	100.0 990	100.0 990
10	月出5丁目4～月出8丁目 (県道232号、小池竜田線)	0.8	2	68	63	659	100.0 659	100.0 659	100.0 659
11	戸島町～小山町 (県道235号、益城菊陽線)	3.0	2	<u>72</u>	<u>67</u>	23	<u>91.3</u> 21	<u>91.3</u> 21	<u>91.3</u> 21
12	画図町1丁目～画図大字重富 (県道236号、神水川尻線)	2.1	2	66	61	108	100.0 108	100.0 108	100.0 108
13	富合町莎崎～富合町杉島 (県道242号、走湯廻江線)	3.6	1	—	—	67	100.0 67	100.0 67	100.0 67
14	富合町小岩瀬～富合町南田尻 (県道297号、川尻宇土線)	3.1	2	—	—	71	100.0 71	100.0 71	100.0 71
15	植木町古閑～植木町植木 (県道329号、原植木線)	5.1	2	—	—	183	100.0 183	100.0 183	100.0 183
16	植木町木留～河内町野出 (県道332号、小天下硯川線)	5.4	1	—	—	25	100.0 25	100.0 25	100.0 25
17	河内町東門寺～河内町東門寺 (県道332号、小天下硯川線)	3.4	1	—	—	45	100.0 45	100.0 45	100.0 45
18	子飼本町～黒髪6丁目 (県道337号、熊本菊陽線)	2.2	2	69	<u>66</u>	1,178	<u>77.7</u> 915	100.0 1,178	<u>77.7</u> 915
19	保田窪3丁目～長嶺2丁目 (市道、国体道路東西線)	2.3	4	<u>72</u>	<u>68</u>	510	<u>81.6</u> 416	<u>86.5</u> 441	<u>81.6</u> 416
20	新土原2丁目～田迎4丁目 (市道、新土河原出水線)	4.4	4	66	62	397	100.0 397	100.0 397	100.0 397
21	尾ノ上2丁目～健軍3丁目 (市道、下南部画図線)	1.6	4	—	—	628	100.0 628	100.0 628	100.0 628
22	新屋敷2丁目～白山3丁目 (市道、子飼新大江線)	1.9	4	67	61	1,435	100.0 1,435	100.0 1,435	100.0 1,435
合計		74.3				12,055	11,456	11,943	11,456

※1 : 「環境基準達成率」 下線 は 80%以上 95%未満、下線 は 60%以上 80%未満、

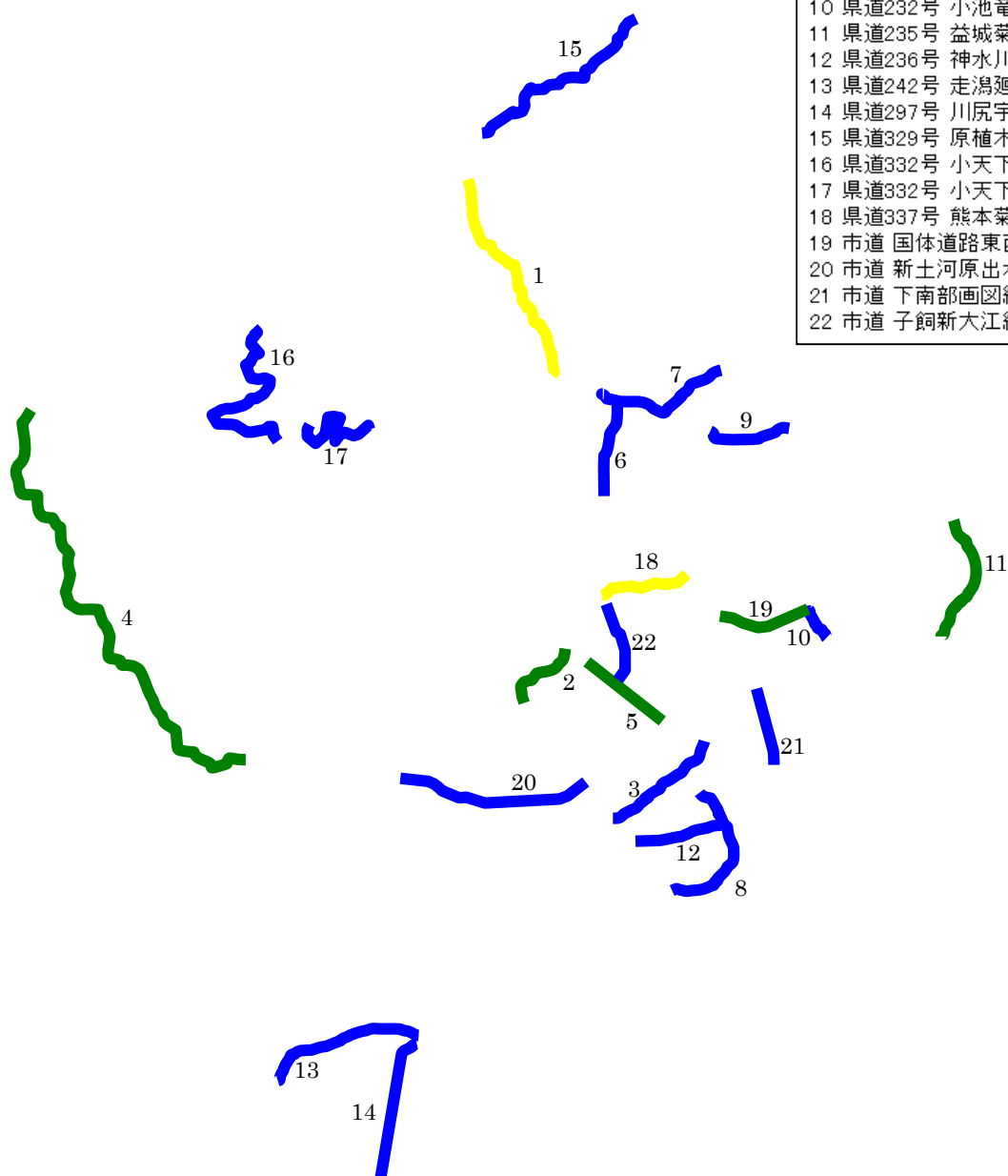
囲み数字(□)は 60%未満。

※2 : 「測定地点の等価騒音レベル」 下線 は環境基準値を超えた地点。

※3 : 交差点部では、2 つの評価区間に重複して住居が立地する場合がありますが、戸数合計は、それぞれの和(延べ数)として計算しています。



- 1 一般国道3号
- 2 一般国道3号
- 3 一般国道57号
- 4 一般国道501号
- 5 県道28号 熊本高森線
- 6 県道37号 熊本菊鹿線
- 7 県道49号 熊本大津線
- 8 県道103号 熊本空港線
- 9 県道231号 託麻北部線
- 10 県道232号 小池竜田線
- 11 県道235号 益城菊陽線
- 12 県道236号 神水川尻線
- 13 県道242号 走潟廻江線
- 14 県道297号 川尻宇土線
- 15 県道329号 原植木線
- 16 県道332号 小天下硯川線
- 17 県道332号 小天下硯川線
- 18 県道337号 熊本菊陽線
- 19 市道 国体道路東西線
- 20 市道 新土河原出水線
- 21 市道 下南部画図線
- 22 市道 子飼新大江線



環境基準達成率（昼夜）

- 95%以上
- 80%以上～95%未満
- 60%以上～80%未満
- 60%未満

環境基準の達成状況(平成 23 年度評価区間)



表 2-2 自動車騒音の面的評価結果(平成 19 年度～平成 23 年度 市全域の評価)

評価年度	評価区間	評価対象 戸数	環境基準達成戸数・率			市域全体の 環境基準達成率※ (5ヶ年累積評価)
			昼・夜	昼	夜	
平成 19 年度	27 区間	22,364	18,115	20,343	18,120	－
平成 20 年度	27 区間	18,072	16,756	17,451	16,791	－
平成 21 年度	23 区間	14,971	14,726	14,862	14,731	－
平成 22 年度	23 区間	9,328	9,091	9,151	9,091	86.3%
平成 23 年度	22 区間	12,055	11,456	11,943	11,456	91.3%
合計	122 区間 (市内全域)	76,790	70,144 91.3%	73,750 96.0%	70,189 91.4%	

※「市域全体の環境基準達成率」とは、その年度までの5ヶ年の評価結果の累積から、市域全体の環境基準の達成率を表したものです。平成 18 年度から、この方法で調査を実施しているため、平成 22 年度から市域全体の環境基準達成率が評価できるようになりました。

(参 考)

●環境基準、要請限度

道路に面する地域の環境基準と幹線交通を担う道路(高速自動車道、一般国道、都道府県道及び 4 車線以上の市町村道など)に近接する区域の自動車騒音に係る環境基準及び要請限度は以下のとおりとなっています。(表 2-3、表 2-4)

表 2-3 道路に面する地域の環境基準

	昼間	夜間
A地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル	55 デシベル
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル	60 デシベル

※ ただし、幹線交通を担う道路に近接する区域については、表 2-4 による。

※ A地域とは専ら住居の用に供される地域、B地域とは主として住居の用に供される地域、C地域とは相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域を、それぞれ指しています。

表 2-4 幹線交通を担う道路に近接する区域の環境基準及び要請限度

	昼間	夜間
環境基準	70 デシベル	65 デシベル
要請限度	75 デシベル	70 デシベル

※ 騒音の測定は、原則として交差点を除く部分で、道路端において行う。

※ 等価騒音レベルにより評価する。

※ 近接する区域とは、2 車線以下の道路の場合は道路敷地境界から 15m、2 車線を超える道路の場合は、20mまでの範囲のことを言います。

【要請限度】

自動車騒音が要請限度を超えて道路周辺の環境を著しく損なっている場合には、公安委員会や道路管理者に対し、必要な措置を講じるよう要請したり、意見を述べたりすることができます。

なお、騒音の測定時間については、本調査が 1 日間で行うのに対して、要請を行うためには、連続する 7 日間のうち 3 日間で行うこととされています。